

長野市ものづくり支援センター (UFO Nagano)  
産学行交流室使用にあたって

長野市産業政策課

1 使用できる者

- ・ 次のいずれかに該当するとき、交流室の使用を許可します。
  - (1) センター 1～4 階の各施設の使用を許可された者
  - (2) その他、他企業との交流や大学研究者等との技術相談を行うなど、産学連携・産産連携を行う目的で使用申請し、市長が許可した者
- ※具体的には…ア 企業や大学等が行う、新技術・新製品の開発に関する研究会や講演会・発表会など
  - イ 異業種交流会や経営セミナーなど
  - ウ 産学行の交流に関するイベントなど
- ・ 事業を開催することにより多大な収益を得るような使用は認められません。
  - ※例…受講料と称して収益を得る (テキスト代・講師謝礼など必要最小限の実費程度としてください)

2 休館日

- ・ 日曜日、土曜日及び国民の祝日
- ・ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 使用時間

- ・ 原則として午前 9 時から午後 6 時までとします。
  - (利用内容により午後 9 時まで使用することができます。会場準備、後片付け等すべての時間を含みます。)
- ・ 交流室の使用は、同一人が 5 日間連続して使用することはできません。

4 使用申込み

- ・ 仮予約は使用日の 6 カ月前から電話等で受付けます。
- ・ 申請書は使用日の 3 カ月前から受付けますが、必ず所定の用紙に記入・押印し、原則として、使用の 2 週間前までに提出してください。その際、使用計画又は事業概要 (チラシ、収支計画書等) を添付してください。

5 使用料

- ・ 5 階 産学行交流室 1 時間あたり 1,540 円 (税込)

※冷暖房料、光熱水費、付帯設備の使用料を含みます。

- ・ 長野市が共催する事業については、使用料を減免します。所定の減免申請書を提出してください。

## 6 使用許可

- ・申請後、使用が適当と認められた場合、使用許可書を交付します。

## 7 使用許可の取り消し、制限

- ・使用内容が次のいずれかに該当するときは、使用の拒否、取り消し、もしくは使用の中止をさせていただくことがあります。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる場合
  - (2) 施設または設備を滅失、又は破損するおそれがあると認められる場合
  - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき
  - (4) 使用の申請に偽りがあった場合
  - (5) 使用許可の条件に違反したとき
  - (6) その他管理運営上支障がある場合
- ・上記の規定により使用者に損害が生じても、センターでは責任を負いかねます。

## 8 使用上の注意

- ・会場設営、設備器具の使用にあたっては、必ず職員の指示に従って下さい。
- ・使用許可を受けていない施設に立ち入ったり設備を使用したりしないで下さい。
- ・センター内は禁煙です。
- ・センター内には、貼紙またはピン・くぎ等を打たないでください。
- ・センター内で販売等をする時は、職員の指示に従ってください。
- ・危険物及び不潔物を持ち込まないでください。
- ・駐車場が狭いので、車の利用はできるだけ避けるように周知してください。また必ず、駐車場に整理員をつけてください。
- ・使用が終了した時は、職員の指示によりすみやかに施設及び備品等を原状に復し、持込品を撤去してください。
- ・施設、物品等を損傷・紛失した場合には、弁償していただきます。
- ・使用に際して出たゴミは、責任を持って持ち帰ってください。

## 9 飲食を伴う会議について

- ・懇親会など産学行交流室での飲食については、下記事項を厳守してください。  
(ただし、飲酒については、必ず事前にご相談ください。)
- (1) 飲食は産学行交流室及び控室のみで行い、廊下などへ持ち出さないでください。
- (2) 飲食後は直ちに窓を開け換気してください。
- (3) 飲食後は机を入念に拭いてください。
- (4) 食器・ビン類・残飯等一切はセンター内外に置かず、その日のうちに使用者で処分をしてください。
- (5) 机・椅子等設備は原状に復し、施設管理者の確認を受けてください。
- ・以上の事項は当日中に実施して、次に使用する人が気持ちよく使用できるように心がけてください。

10 その他

- ・不測の事故等により使用者、参加者に事故が生じた場合、センターではその責任を負いかねます。

11 申込み先

〒380-8553 長野市若里4-17-1 信州大学工学部内  
 長野市ものづくり支援センター (UF0 Nagano)  
 TEL : 026-226-0180 (FAX 共通)

参考：付帯設備一覧

品 目		数量
		5階
・演台		1台
・机		24台
・椅子		72脚
・ホワイトボード		1台
映 像 関 係	・プロジェクター (左右別映像供給型)	2機
	・プロジェクター (天井中央吊り型)	—
	・電動昇降スクリーン	2枚
	・ビデオカセットレコーダー	1台
	・DVD/CDプレーヤー	1台
	・DVD/VHSプレーヤー	—
	・ビジュアルプレゼンター (書画カメラ)	1台
	・マトリックススイッチャー	1台
	・ビデオプロジェクターコントロールユニット	2台
	・レーザーポインタ	1本
	・PC用画面出力ケーブル (オス-オス) 5m	1本
音 響 関 係	・オーディオミキサー	1台
	・ダブルカセットデッキ	1台
	・MDデッキ	1台
	・グラフィックイコライザー	1台
	・パワーアンプ	1台
	・スピーカー (吊り型)	2機
	・ワイヤレス受信機	1台
	・ワイヤレスマイク (ハンド型)	3本
	・ワイヤレスマイク (タイピン型)	1個
	・ワイヤレスマイク (スタンド型)	1台
	・スピーチマイク	2本
	・マイク延長コード (10m)	2本
	・マイクスタンド (床上型)	2本
・マイクスタンド (卓上型)	1本	

長野市ものづくり支援センター (UFO Nagano)  
産学行交流室使用許可申請書

平成 年 月 日

長野市長 加藤 久雄 様

住 所 \_\_\_\_\_  
法人名・個人名 \_\_\_\_\_ (印)

(法人の場合)  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先 (電話) \_\_\_\_\_

長野市財務規則第149条の規定により、長野市ものづくり支援センター産学行交流室の使用の許可を受けたいので申請します。

使 用 者	
使 用 施 設	産学行交流室 (5階)
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 (曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分まで 午後
使 用 人 員	人
併 用 施 設	応接室・501号室・502号室・厨房施設
使 用 機 器	プロジェクター・オーディオ機器・その他
備 考	

添付書類 使用計画又は使用概要の分かるもの

確 認	
--------	--